**平成２６年６⽉１２⽇施⾏の薬事法改正に応じて施⾏後最初の許可更新時に必要な書類**

【薬局名‧店舗名】

1． 販売・授与する医薬品の区分

（

（

（

（

（

（

（

）薬局医薬品

）薬局製造販売医薬品

）要指導医薬品

）第⼀類医薬品

）指定第⼆類医薬品

）第⼆類医薬品

）第三類医薬品

２．相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先（電⼦メールアドレス等）

電話 ： FAX ：

E-mail ：

３．特定販売について

（ ）特定販売を⾏っていない

（ ）特定販売を⾏っている

|  |  |
| --- | --- |
| 特定販売を⾏う医薬品の区分 | （ ）第⼀類医薬品  （ ）指定第⼆類医薬品  （ ）第⼆類医薬品  （ ）第三類医薬品  （ ）薬局製造販売医薬品  　　（毒物・劇物であるものを除く） |
| 主たるホームページの構成の概要  （カタログ等を⽤いて特定販売を⾏う場合は、その概要） | 別添のとおり |